

歯科に関する災害時協定および 災害医療コーディネーターの現状

○中久木康一¹⁾、小玉剛²⁾、工藤祐光²⁾、
村岡宜明²⁾、柳川忠廣²⁾、佐藤保²⁾

1) 東京医科歯科大学顎顔面外科

2) 日本歯科医師会

緒言

1995年の阪神・淡路大震災以降、広範囲にわたって長期的に地域医療機関が再開できない場合においては、避難所巡回もしくは仮設での応急歯科診療が必要となることが示されてきており、2004年の新潟県中越地震以降は、要介護高齢者などに対する口腔ケア活動や地域の災害時要配慮者に対する歯科保健活動を通じた災害関連疾病のひとつである誤嚥性肺炎の予防もまた重要であることが示され、取り組まれてきている。そして、2011年の東日本大震災後には各部門における保健医療支援の調整を目的として災害医療コーディネーターの委嘱も進んできている。

これらの活動は災害対策基本法に基づいた地域防災計画において規定され、その詳細は、自治体と歯科医師会との間の災害時歯科医療救護協定によって定められているが、その内容は自治体によりばらつきがある。

目的・対象

各自治体における災害時歯科医療救護協定と、災害医療コーディネーターへの歯科の委嘱の現状について調査した。

対象は、都道府県歯科医師会とし、平成30年度の日本歯科医師会の災害準備用登録票の提出に併せて要望した、自治体との最新の協定書(災害医療コーディネーターとなっている場合はその規定も)を提出した28、および、ハンドサーチにて検索した協定書6の、計34とした。

このうち、提出された協定書の1つは、医療全般に関わるものであったため除外し、歯科医療救護に関する協定書33より、キーワードを抽出した。

結果

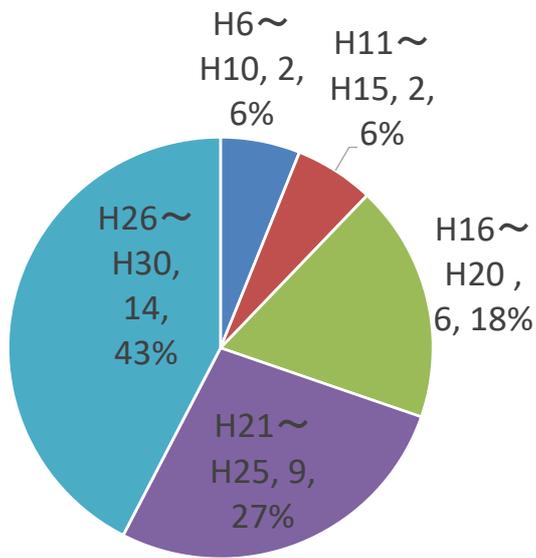
災害時の協定は、未だ阪神・淡路大震災後に制定されたまま改訂されていない自治体もあった。

「派遣判断」「計画策定」「業務」「費用弁償」については殆どに記載されていたが、「報告」「訓練」は他項目内に含まれていることも多く、内容にばらつきはあった。

「構成員」「補償」「救護所の設置」については記載されているものは少なかった。

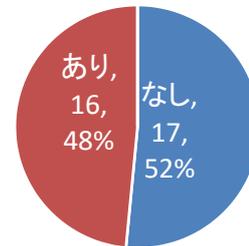
災害医療コーディネーターとしての歯科医師の委嘱は少なかったが、協定の中に「歯科医療救護班に対する指揮命令等」として実務的なコーディネート業務についても記載されている場合もあった。

締結年

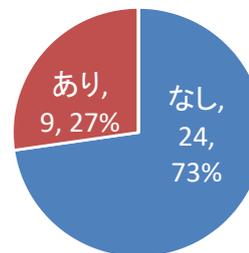


派遣判断

自主出動可

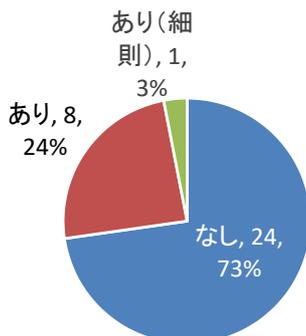


県外可

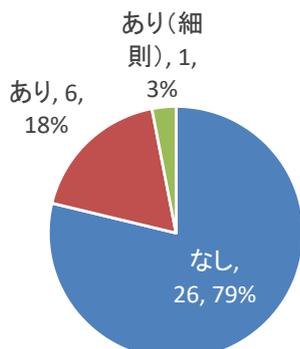


業務

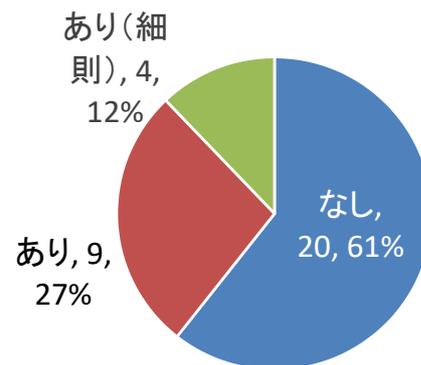
口腔ケア／歯科保健指導



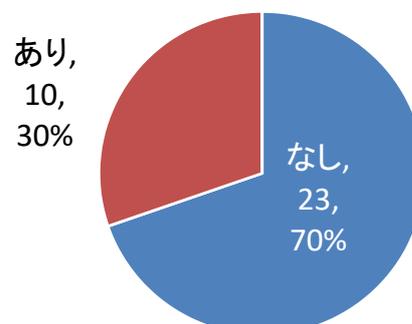
スクリーニング／アセスメント



報告



訓練参加



多かったもの

計画策定	あり	28／33
費用弁償	あり	33／33
補償	あり	32／33

少なかったもの

歯科技工士の明記	あり	4／33
歯科医療救護の指揮	あり	4／33
歯科ボランティアの調整	あり	1／33

考察

細則が公表されていない場合も少なくなく、統計的な評価は困難だった。

大学歯学部があるかどうか、病院歯科があるかどうか、などの条件は自治体により違い、画一的な体制をつくるのは難しいが、それぞれの地域ごとに、平常時から災害時までの連携が繋がるような体制づくりが、法的基盤を含めて構築されていくことが望まれる。

この促進のために、それぞれの状況にあわせてポイントを押さえられるよう、モデルとなる災害時歯科保健医療救護協定書や、災害医療コーディネーター（歯科）設置運営要綱の提示が必要と考えられた。

〇〇県災害歯科コーディネーター設置運営要綱（案）

1. 概要

〇〇県医療救護計画に規定する災害歯科コーディネーターについて、「〇〇県災害医療コーディネーター設置運営要綱」を制定し、災害歯科コーディネーターを委嘱する。

2. 委嘱

〇〇県医療救護計画に規定する地域災害医療対策会議で選出された者のうちから、知事が委嘱する。

3. 統括災害歯科コーディネーター

災害歯科コーディネーターのうちから、災害歯科コーディネーターを統括する、統括災害歯科コーディネーターを委嘱する。

4. 任期

2年（災害歯科コーディネーター、統括災害歯科コーディネーター）

5. 実費弁償

「災害救助法施行細則による救助の程度等」に定める額を支給。

6. 損害補償

「災害救助法」（昭和22年法律第118号）、「災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」「〇〇県地震対策推進条例」等に基づき補償。

7. 委嘱予定人数

〇〇名

〇〇県災害歯科コーディネーター設置運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）に規定する災害歯科コーディネーターの設置運営に関し、必要な事項を定めることにより、大規模災害時に二次医療圏単位等で円滑に医療資源の需給調整を行う、災害歯科保健医療のコーディネート体制を整備することを目的とする。

（委嘱及び任期）

第2条 災害歯科コーディネーターは、医療救護計画に規定する地域災害医療対策会議等が所属機関の同意の上で選出した、災害医療に精通し、かつ、地域医療の現状を熟知する者のうちから、知事が委嘱する。また、その人選にあたっては〇〇県歯科医師会と連携を図ることとする。

- 2 災害歯科コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。
- 3 知事は、災害歯科コーディネーターのうちから、地域災害医療対策会議等が所属機関の同意の上で選出した、統括災害歯科コーディネーターを委嘱する。
- 4 統括災害歯科コーディネーターは、災害歯科コーディネーターを統括し、その任期は災害歯科コーディネーターとしての任期と同様とする。

（役割及び活動）

第3条 災害歯科コーディネーターは、地域災害医療対策会議等で平時に構築したネットワークを活用し、歯科医師会との連携に基づき、大規模災害時の歯科医療資源の需給調整に関する保健所長業務等を補完する。

- 2 保健所長は、大規模災害時において、災害歯科コーディネーターによる業務の補完が必要な場合、災害歯科コーディネーターに参集を要請し、災害歯科コーディネーターは、発災後48時間以内を目安に、保健所等活動場所に参集する。
- 3 保健所長は、災害歯科コーディネーターに参集を要請した場合、併せて、災害歯科コーディネーターの所属機関に報告するものとする。なお、災害歯科コーディネーターの派遣により、災害歯科コーディネーターの所属機関に著しい支障が生じる場合は、参集時期等について当該歯科医療コーディネーターと協議するものとする。
- 4 災害歯科コーディネーターは、保健所長に提言・要請し、その実施指示により、以下の活動を行うものとする。

（1）状況把握（サーベイランス）

ア 保健所、市町および歯科医師会等が入手済みの医療救護施設活動情報や、道路被害状況等の把握

イ 県および歯科医師会からの県外歯科医療チーム配置情報の入手

（2）状況分析（アセスメント）

ア 未入手情報の整理と地域災害医療対策会議を構成する災害医療関係者等、行政機関以外からの情報入手

イ 支援の必要な地域、優先順位の分析

(3) 歯科医療資源の需給調整（コーディネーター）

ア 地域内の歯科医療機関の状況把握、分析による、歯科保健医療チームの配置調整、集約化や支援の実施

イ 必要に応じた県に対する歯科保健医療チームの派遣要請

ウ 参集した歯科保健医療チームへの活動指示および情報共有

エ 県および歯科医師会との連携による歯科保健医療に必要な資機材の供給確保

オ 医療救護計画で規定する災害薬事コーディネーターと連携した医薬品等の供給確保

5 保健所長は、その業務について、災害歯科コーディネーターによる補完を必要としない状況となった場合は、災害歯科コーディネーターに活動の終了を通知するものとする。

6 災害歯科コーディネーターは、その活動を終了するに当たっては、被災地を所管する保健所長に所要の事項を引き継ぐものとする。

(守秘義務)

第4条 災害歯科コーディネーターは、活動上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償等)

第5条 保健所長の派遣要請に基づき、災害歯科コーディネーターが活動を行った場合に要する費用（日当、時間外勤務手当、旅費）については、災害救助法施行細則による救助の程度等に定める額を、県が支給する。

2 災害歯科コーディネーターが、その活動に関して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例又は〇〇県地震対策推進条例等に基づき、県が補償する。

(事務)

第6条 災害歯科コーディネーターに関する事務は、〇〇県〇〇部〇〇課において処理する。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。